

令和3年3月8日

八尾市議会議長

西田尚美様

文教常任委員長

谷沢千賀子

文教常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和2年6月17日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。その後、調査テーマを「誰ひとり取り残さないための子どもの居場所について」に決定し、調査項目として「いじめ対応について」の調査を開始した。このたび、委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。

調査の概要については、下記のとおりである。

1 調査日

(1) 文教常任委員会

令和2年12月8日	執行部から現状等の説明、質疑
令和3年3月8日	報告書の確認

(2) 文教常任委員協議会

令和2年6月17日	協議
令和2年9月11日	協議
令和2年12月8日	協議
令和3年1月28日	執行部からの説明、協議
令和3年3月8日	協議、報告書の確認

2 調査概要

(1) 「いじめ対応について」

いじめ対応については、平成25年度いじめ防止対策推進法が施行され、被害者により一層寄り添った対応が求められることとなり、平成27年5月八尾市いじめ防止基本方針が策定された後、令和2年10月1日に八尾市いじめから子どもを守る条例が施行された。

これまでもいじめ対応については、教育委員会が中心に行ってきたところである。

また、本年度より市長部局にいじめから子どもを守る課が新設され、弁護士、心理士、教育アドバイザーが所属し、市内の18歳までの子供に対するいじめの問題に関係所属と連携して対応を行っている。

本市においては「いじめは、しない、させない、許さない」の考え方を基本に未然防止、早期発見、早期対応が重要との姿勢のもと、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携により取り組むものと示しているところで

ある。これらを踏まえ、いじめの状況と主な取組について、現状把握のため調査を行った。

調査にあたり、教育委員会事務局から、いじめの認知件数をはじめ、いじめ認知に関する学校生活アンケートの一部見直し及び校長会における対応の確認や基準の明示、いじめに係る会議等、いじめに係る研修等の実施、いじめ防止・啓発に向けた取組などの報告を受けた後、いじめから子どもを守る課から、相談件数・実人数や小・中学校で実施する弁護士によるいじめ予防対応研修等について説明を受け、確認を行った。

また、いじめから子どもを守る課の弁護士が市立小・中学校・義務教育学校で実施しているいじめ予防対応研修と同様の研修を受講し、法律の専門家である弁護士の視点から、法律におけるいじめの定義について具体例を踏まえて、確認を行うとともに、委員間協議を行った。

3 委員会として一致した意見等

(1) 「いじめ対応について」

ア いじめの認知件数について

本市におけるいじめの認知件数は、令和元年度小学校・義務教育学校（前期課程）で2,321件、中学校・義務教育学校（後期課程）で257件の合計2,578件、令和2年度4月～7月の期間においては、小学校・義務教育学校（前期課程）で768件、中学校・義務教育学校（後期課程）で102件の合計870件となっている。

また、いじめの認定について校長会で基準の明示を行い、学校アンケートを無記名方式から記名方式に変更し、いじめ被害の有無を直接的に問う項目を新たに設定することにより、児童・生徒からの訴えを拾い上げ、認知件数の増加につながっている状況を確認した。

イ 様々な関係機関等との連携等について

本市においては、いじめ問題対策連絡協議会等において、いじめ問題に関する連携が幅広く図られており、庁内をはじめ各種団体や警察、子ども家庭センター等とも連携した協議が行われている。また、学校については、開かれた学校園づくりの視点の中で、学校の状況について情報発信しながら、保護者、地域、学校がともにいじめの根絶に向けて取り組んでいる。

とりわけ、庁内における連携では、これまで学校で対応していた、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる事案のサポートや家庭支援における福祉部局との連携に加え、本年度に市長部局に新設された、いじめから子どもを守る課も加わり、教育委員会で対応している事案の中でも、保護者等が学校や教育委員会に相談しにくい事案等について、いじめから子どもを守る課の弁護士に相談できる体制となり、オール八尾市でいじめ対応に取り組んでいる。

なお、いじめから子どもを守る課のいじめ相談においては、今後SNSの活用や、ミニレターやフリーダイヤルといった手法について、他市の事例等も検討していく方向を確認した。

また、いじめから子どもを守る課は、市立小学校及び義務教育学校、幼稚園の合計21校園及び認定こども園5園に現状や課題についてヒアリングを行い、今後のいじめ防止等の施策につなげていくための課題共有を進めている。人権教育課とも月2回定例協議を行い、1週間以上経過しても解決していないいじめ事案について課題の共有を行い、連携していじめ防止等の施策に取り組んでいること及びこれら連携の重要性について確認した。

なお、教育委員会では広域的な連携対応が求められるインターネット上におけるいじめ事案に関して、不定期に人権教育課がキーワード検索をしているものの、大阪府教育委員会が行うサイバーネットワークパトロールまでの取組には至っておらず、大阪府教育委員会からこれらの情報提供を受ける状況である。また、市長部局との連携が行われていないことも課題である。

ウ 脱いじめ傍観者教育等の研修について

児童・生徒に対しては、まず日頃の学校教育活動全般において、例えば道徳や特別活動での学級活動の中で、一人一人の人権について学んだり、集団づくりの中で自尊心や自己肯定感を高めていく取組が行われている。

脱いじめ傍観者教育においては、いじめを見たときに、知らないふりをするのか、声を発するのかの違いがいじめが起こりやすいのか、起こりにくいのかの要因等になっているという研究成果について説明を受け、脱いじめ傍観者教育の重要性について認識を深めるとともにそれが十分に発揮できるための教育の積み重ねが重要であると認識した。

エ 弁護士によるいじめ予防対応研修について

いじめの定義は社会状況により変化するが、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義の特徴は「自分より弱い者に対するものでなくともいじめ」、「一方的でなくともいじめ」、「継続的でなくともいじめ」、「苦痛が深刻と判断できなくともいじめ」であり、児童・生徒間で心身の苦痛をもたらした行為は、害意がなくても全ていじめであることの定義を改めて確認した。

また、いじめ防止対策推進法の解釈と教育現場での運用の難しさや、学校全体として教職員や児童・生徒を支援していく重要性、及び家庭生活における支援の必要性についても委員間で認識を深めた。